

第80回 定時株主総会 継続会開催ご通知

日時

令和4年8月8日（月曜日）
午前10時（午前9時より受付開始）

場所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）
6階阿蘇の間



ナカノフู้ー建設

証券コード：1827

目次

継続会開催ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	30

(証券コード 1827)
令和4年7月22日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番28号
株式会社 **ナカノブドー建設**
取締役社長 竹 谷 紀 之

第80回定時株主総会 継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会 継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、令和4年6月29日開催の第80回定時株主総会の一部となりますので、ご出席いただける株主様は、第80回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年8月8日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第80期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件

(お願い)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本開催ご通知の提供書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wave-nakano.co.jp/>) に掲載しておりますので、本開催ご通知の提供書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本開催ご通知の提供書類に記載の各種書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- 提供書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wave-nakano.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対策への対応について

【当社の対応について】

- 会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られております。そのため、ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- 会場入口付近にアルコール消毒液をご用意いたします。
- 出席役員および運営スタッフは、検温や十分な体調の確認を行ったうえ、マスク着用で対応いたします。

【株主様へのお願い】

- ご出席を検討されている株主様におかれましては、検温や体調管理にもご留意いただき、ご来場ください。
- 会場内では、マスクのご着用、手指の消毒および咳エチケットにご協力をお願いいたします。
- 検温をご希望される場合や、体調が優れない場合は、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお申し出ください。

なお、今後の状況変化によっては、上記の内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイトにてご確認をお願いいたします。

以上

過年度決算の訂正に関するご報告

当社は、令和4年4月12日付「内部調査委員会の設置及び令和4年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社連結子会社タイナカノにおいて不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、外部有識者を中心とする内部調査委員会を設置し、本件事業の事実関係および類似事案等について徹底した調査を行ってまいりました。

その結果、令和4年6月27日付「内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、内部調査委員会の調査報告において、本件不適切な会計処理は、タイナカノにおいて発生した赤字の発覚を恐れ、本来支払うべき協力業者に対する工事代金を、協力業者の応諾を得て当該工事においては支払わず、別の工事における予算から支払うという方法（原価移動）により行われたことが確認されました。

これを受けて、当社は、令和2年3月期から令和3年3月期の有価証券報告書ならびに令和2年3月期第2四半期から令和4年3月期第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を令和4年7月11日付で関東財務局に提出いたしました。

また、令和4年3月期の「第80期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および、「第80期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件」のご報告につきましては、令和4年6月29日開催の第80回定時株主総会において、継続会を開催してご報告をすることについてご承認いただき、本総会の継続会開催ご通知をご案内させていただいております。

当社は、内部調査委員会より本件不適切な会計処理の事実関係等およびその原因についての報告ならびに再発防止策の提言を受けましたので、これを踏まえ、令和4年6月29日付「不適切な会計処理に関する再発防止策のお知らせ」にて公表いたしました、「風通しの良い組織風土の構築」、「コンプライアンス意識の醸成」、「原価移動の原因を発生させない仕組みの導入」、「海外連結子会社に対する監査の強化」、「内部通報制度の見直し」といった再発防止策を実施しコンプライアンス体制の更なる強化に努めてまいります。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

(提供書類)

事業報告 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルスの変異株出現により、社会経済活動への制限が繰り返され、個人消費を中心に一進一退の状態が続きました。足許では、ワクチン接種の浸透に伴う活動制限の緩和や世界経済の回復等により、アフターコロナ経済への移行期待が高まっておりますが、一方で、ウクライナ情勢の緊迫化、資源や食糧等の供給制約、世界的なインフレ進行と金融政策の変更等による景気減速懸念が、景気の先行き不透明感を強めています。

国内建設市場におきましては、民間建設投資が戸建住宅等を中心に増加しましたが、政府建設投資が減少したため、建設投資全体としては緩やかな回復にとどまっております。

また、海外建設市場におきましては、東南アジアの経済活動が、新型コロナウイルスの感染拡大以降停滞し、資材価格や労務費の高騰の影響も加わり、厳しい経営環境が続いておりますが、足許では、IT企業や物流企業等で設備投資再開の動きが出てまいりました。

また、総じて国内と海外とも資材価格や労務費の高騰の影響を受け、工事の採算性向上を図ることができず、収益環境の悪化が著しい大変厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画「中計80」の主要施策を推進し、国内建設事業では、新設された営業本部と技術本部を中心に、営業力と技術力の強化、リノベーション工事の受注拡大、官庁工事への取組みの強化、DX推進に取り組んでまいりました。また、海外建設事業では、営業力と積算力の強化、工事原価管理手法の更なる改善に取り組んでまいりましたが、海外建設事業の業績悪化により目標を達成することができませんでした。

これらの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の建設受注高は、998億7百万円（前期比2億5千3百万円減）となりました。

当期受注の主なものは、国内では、GINZA HOTEL PROJECT「発注者 フレイザーズホスピタリティーカプリギンザ特定目的会社」、サラヤ株式会社東日本手指消毒剤製造工場新築「発注者 サラヤ株式会社」、(仮称)千種区大久手町7丁目計画新築「発注者 株式会

社NIPPO 中部支店]、(仮称) 国立市立学校給食センター新築「発注者 国立泉学校給食株式会社」などです。また、海外では、ラムリサーチ半導体工場 自動倉庫新築 (マレーシア)「発注者 ラムリサーチインターナショナルSDN.BHD.」、シャープ工場新築 (インドネシア)「発注者 PT.シャープ エレクトロニクス インドネシア」、井関農機倉庫増築 (インドネシア)「発注者 PT.イセキ インドネシア」、住友理工ベトナム工場新築 (ベトナム)「発注者 住友理工ベトナムCO.,LTD.」などを受注いたしました。

当連結会計年度の売上高は、建設事業952億3千3百万円 (前期比194億7千1百万円減) に不動産事業他12億3千6百万円 (前期比5千2百万円減) をあわせ、964億7千万円 (前期比195億2千3百万円減) となりました。

当期完成工事の主なものは、国内では、(仮称) 大阪市天王寺区東高津町マンション新築「発注者 株式会社フクダ不動産」、追浜車両物流センター新築「発注者 日産自動車株式会社」、(仮称) 株式会社近藤鐵工所 ATC装置製造工場新築「発注者 株式会社近藤鐵工所」、南紀・はまゆう統合支援学校 (仮称) 校舎1期建築「発注者 和歌山県」などです。また、海外では、ジュイレジデンスコンドミニアム新築および保存建物リノベーション (シンガポール)「発注者 ティアラ ランドPTE.LTD.」、スミス&ネフューマレーシア メディカル工場新築 (マレーシア)「発注者 スミス&ネフューオペレーションズSDN.BHD.」、SISBトングリ校第2期新築 (タイ)「発注者 エスアイエスビー PUBLIC CO.,LTD.」、ダイサンドットベトナム工場新築 (ベトナム)「発注者 ダイサンドットベトナムCO.,LTD.」などです。

以上の結果、連結の次期繰越工事高は、1,040億6千4百万円 (前期比45億7千3百万円増) となりました。

当連結会計年度の損益面におきましては、営業損失は8億4千万円 (前年同期 営業利益15億5千5百万円)、経常損失は6億2千7百万円 (前年同期 経常利益17億5千万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は15億9千4百万円 (前年同期 親会社株主に帰属する当期純利益3億3千5百万円) となりました。

<受注高・売上高・繰越高>

① 連結

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国 内	66,483	74,228	70,477	70,234
	海 外	33,008	25,578	24,756	33,830
	計	99,491	99,807	95,233	104,064
不 動 産 事 業		—	—	1,142	—
そ の 他 の 事 業		—	—	94	—
合 計		99,491	99,807	96,470	104,064

② 個別

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	65,836	73,617	69,628	69,825
	土 木	646	624	862	409
	計	66,483	74,242	70,491	70,234
不 動 産 事 業		—	—	1,086	—
そ の 他 の 事 業		—	—	70	—
合 計		66,483	74,242	71,648	70,234

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の主なものは、賃貸用不動産の取得に対する16億9百万円の投資および本社ビル建替えに対する11億5千8百万円（前連結会計年度の投資額は3億4千6百万円であり、投資総額は15億5百万円）であります。

(3) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第77期 (平成30年度)	第78期 (平成31年度)	第79期 (令和2年度)	第80期 (当連結会計年度) (令和3年度)
受 注 高	125,022	115,633	100,060	99,807
売 上 高	117,152	116,838	115,994	96,470
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	3,990	2,781	335	△1,594
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	116.09円	80.93円	9.77円	△46.39円
総 資 産	84,450	81,217	84,235	82,190
純 資 産	34,352	35,221	36,909	35,576

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第78期から第79期は、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルスの感染収束による経済の活性化が期待されますが、ウクライナ情勢を契機とする世界的なインフレと各国金融政策の変更等による円安が、世界経済および日本経済の回復に大きな影響を与える可能性があり、予断を許さない状況が続くと思われま

す。このような状況のなか、当社グループは、新しい中期経営計画である「中計83」をスタートさせております。

その基本方針には、①ワークエンゲイジメントの向上を目指した組織の改革、環境整備の推進、および自律型人財の育成強化、②技術力の向上による総合力の強化、③成長分野に対応した重点領域の設定と集中的な投資による収益基盤の強化を掲げております。

この方針に基づき次の取組みを推進してまいります。

国内では、

- ・人財の確保と育成の強化、DX推進による生産性の向上と技術力の強化および働き方改革の実現
- ・ソリューション営業と技術提案力の強化、特定技術の強化や新工法の開発、安全・品質管理水準の更なる向上
- ・リノベーション工事の受注拡大、官庁営業の推進と受注拡大

海外では、

- ・ローカル社員のワークエンゲイジメントの向上と経営人財を含めた自律型人財の育成
- ・技術力強化による受注拡大および工事利益の改善
- ・日本人スタッフの計画的な育成

今般は、当社の海外連結子会社タイナカノCO.,LTD.における不適切な会計処理の判明により決算手続きが遅れ、株主の皆様には大変ご迷惑、ご心配をお掛けいたしました。改めて深くお詫び申し上げますとともに、内部調査委員会からの調査報告を真摯に受け止め、グループ全社で再発防止策の徹底とコンプライアンス体制を更に強化し、信頼の回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは、当社、国内子会社4社および海外子会社5社により構成されており、建設事業および不動産事業を主な内容として事業活動を展開しております。

(6) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

国内	本店	(東京都千代田区九段北四丁目2番28号)		
	東京本店	(東京都千代田区)	東北支社	(仙台市)
	名古屋支社	(名古屋市)	大阪支社	(大阪市)
	九州支社	(福岡市)	土木部	(東京都千代田区)
	台東支店	(東京都台東区)	北海道支店	(札幌市)
	北東北支店	(八戸市)	関東支店	(千葉市)
	北関東支店	(さいたま市)	横浜支店	(横浜市)

② 子会社の主要な事業所

国内	中野開発株式会社 (東京都千代田区)
海外	ナカノシンガポール (PTE.) LTD. (シンガポール)
	ナカノコンストラクションSDN.BHD. (マレーシア)
	PT.インドナカノ (インドネシア)
	タイナカノCO.,LTD. (タイ)
	ナカノベトナムCO.,LTD. (ベトナム)

(注) 中野開発株式会社は、令和4年6月13日付で株式会社NFエージェンシーに商号変更いたしました。

(7) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

① 連結

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,278名	58名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

② 個別

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
725名	4名減	46.5歳	17.8年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況（令和4年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
中野開発株式会社	100百万円	100 %	不動産事業
ナカノシンガポール (PTE.) LTD.	15,000千SGD	100	建設事業
ナカノコンストラクションSDN.BHD.	1,000千MYR	100 (100)	建設事業
PT.インドナカノ	2,730百万IDR	100 (100)	建設事業
タイナカノCO.,LTD.	15,000千THB	49 (49)	建設事業
ナカノベトナムCO.,LTD.	500千USD	100 (100)	建設事業

- (注) 1. 議決権の所有割合（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 2. タイナカノCO.,LTD.は、当社の持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

上記の重要な子会社6社を含む連結子会社は9社であります。

(9) 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	250 百万円
株式会社みずほ銀行	80
株式会社横浜銀行	50
株式会社山梨中央銀行	40
株式会社七十七銀行	40

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 154,792,300株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,498,097株 |
| (3) 株主数 | 4,526名 |

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人大島育英会	6,756 千株	19.66 %
関東興業株式会社	4,250	12.37
大島義和	3,088	8.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,208	6.43
株式会社マリンドリーム	2,100	6.11
株式会社MBサービス	1,750	5.09
株式会社三菱UFJ銀行	1,647	4.79
ナカノ友愛会投資会	799	2.33
LGT BANK LTD. A/C M.S.	736	2.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	582	1.69

(注) 上記持株比率は、自己株式（130,262株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役名誉会長	大 島 義 和	公益財団法人大島育英会理事長 一般社団法人全国建設業労災互助会会長
代表取締役社長	竹 谷 紀 之	
取 締 役	加 藤 頼 宣	専務執行役員
取 締 役	棚 田 弘 幸	常務執行役員
○ 取 締 役	飯 塚 隆	常務執行役員
○ 取 締 役	大 島 義 信	執行役員 関東興業株式会社取締役
取 締 役	河 村 守 康	公益財団法人濃飛会理事長
取 締 役	福 田 誠	
取 締 役	小 高 光 晴	関東興業株式会社取締役 株式会社マリンドリーム取締役
常勤監査役	中 野 功一郎	
○ 常勤監査役	佐 藤 哲 夫	
監 査 役	山 谷 耕 平	弁護士（池田法律事務所）
監 査 役	関 澤 秀 哲	

- (注) 1. ○印は、令和3年6月29日開催の第79回定時株主総会において、新たに選任され、就任した取締役および監査役であります。
2. 取締役のうち河村守康、福田 誠および小高光晴の3氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役のうち山谷耕平および関澤秀哲の両氏は、社外監査役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 社外監査役山谷耕平氏は、金融業界での経理業務の経験と税理士資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 執行役員（令和4年3月31日現在）

役 位	氏 名	担当又は主な役職
取締役 専務執行役員	加 藤 頼 宣	経理部担当
取締役 常務執行役員	棚 田 弘 幸	技術本部長・海外事業本部管掌
取締役 常務執行役員	飯 塚 隆	営業本部長
取締役 執行役員	大 島 義 信	社長室長
常務執行役員	小古山 昇	総務部長
常務執行役員	赤 坂 頼 義	東北支社長
常務執行役員	吉 村 哲 志	大阪支社長
執行役員	村 松 正 秀	海外事業本部本部長兼営業部長
執行役員	石 渡 一 徳	東京本店長
執行役員	三 浦 利 夫	九州支社長
執行役員	沓 沢 陽 一	ナカノシンガポール (PTE.) LTD.社長
執行役員	朴 功	名古屋支社長
執行役員	後 藤 俊 二	東京本店副本店長

(注) 令和4年4月1日付で、大島義信氏が取締役常務執行役員に就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、非業務執行取締役（社外取締役を含みます。）および監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。この定めにより、非業務執行取締役大島義和氏および社外取締役河村守康、福田 誠、小高光晴の3氏ならびに監査役中野功一郎、佐藤哲夫、山谷耕平、関澤秀哲の4氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

非業務執行取締役（社外取締役を含みます。）および監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負担するものとし、責任限度額を超える部分については、当然に免責されるものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。

当該保険契約は、特約部分もあわせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求および法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は、保険契約により填補されず、また、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 役員報酬等の内容の決定等に関する事項

① 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等を含まないものとする。）と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の取締役の員数は

9名（うち、社外取締役は0名）であります。

監査役の報酬については、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 決定方針の内容の概要および決定方法

取締役会において、各取締役の報酬については、毎月の固定報酬のみで構成すること、各取締役の職位、在任年数、職務執行に対する評価および会社業績等を総合的に勘案する方針のもと代表取締役社長竹谷紀之に一任する旨を決議しております。

ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が代表取締役社長によって適切に定められるよう、報酬額の決定にあたっては、他の取締役と協議することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

決定方針の内容の概要および決定方法は次のとおりであります。

監査役の報酬額については、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内の範囲内で決議されており、同日開催の取締役会において、その個人別の報酬額については監査役の協議に一任する旨を決議しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者の氏名、地位および担当ならびに委任された権限の内容・理由等

当事業年度においては、令和3年6月29日開催の取締役会において、代表取締役社長竹谷紀之に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の毎月の固定報酬の額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当社事業に関する貢献度や評価に基づく固定報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
			固定報酬	
取締役(社外取締役を除く)		154	154	8
監査役(社外監査役を除く)		22	22	3
社外役員	社外取締役	19	19	3
	社外監査役	14	14	2
	計	33	33	5
合計		210	210	16

(注) 上記人数には、令和3年6月29日開催の第79回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役河村守康氏の重要な兼職先である公益財団法人濃飛会と当社の間には重要な取引その他関係はありません。

社外取締役小高光晴氏の重要な兼職先である関東興業株式会社および株式会社マリンドリームについて、両社と当社との間には「2. 会社の株式に関する事項 (4) 大株主」に記載のとおり資本関係があり、また、関東興業株式会社は当社に工事の発注をしておりますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役河村守康氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役福田 誠氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役小高光晴氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外監査役山谷耕平氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

社外監査役関澤秀哲氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

当連結会計年度において、当社連結子会社タイナカノにおいて不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。社外役員の各氏は当該事案の判明までかかる事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の視点に立った提言を行っており、また、当該事案の判明後は、内部統制の一層の強化を要請し、再発防止策の提言や確認等の職責を果たしております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役河村守康氏は、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かし、積極的に経営全般に対する助言ならびに意見を述べております。また、平素より緊密な連携をとり、適宜意見交換をしております。

社外取締役福田 誠氏は、取締役会において必要に応じ意見を述べるほか、適宜取締役と相互のコミュニケーションを取り、経営者としての経験に基づく専門的見地から経営上の管理・監督・助言を行っております。

社外取締役小高光晴氏は、当社グループと異なる事業分野で活躍された豊富な経験と財務会計の幅広い知識を基に、当社組織および事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	31百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況（令和4年3月31日現在）

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また、社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。
- ② 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する教育、指導を充実させ、職務執行が法令、定款および当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- ③ 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催および対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）の取扱いは、当社文書管理規程およびその他の規程に従い適切に保存し管理しております。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役および監査役が常時閲覧可能な体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかをコンプライアンス部が統括して行っております。
- ② コンプライアンス部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。
- ③ コンプライアンス部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会および監査役会に報告されております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。

- ② 当社は、中期計画および単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。
- ③ 当社は、取締役会の下に取締役社長が議長を務める経営会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、国内におきましては総務部、海外におきましては海外事業本部がそれぞれグループ会社の業務遂行状況を把握しております。
- ② 当社は、関係会社管理規程の定めにより、グループ会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、グループ会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達および共有化を図るとともに、グループ会社の取締役等の業務執行が効率的に行われることを確保する体制となっております。
- ③ 当社は、グループ会社の事業推進に伴う損失の危険管理について、リスクの識別および管理の重要性を認識、評価し分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制の構築に努めております。
- ④ 当社とグループ会社間の取引は適正に行われており、また、必要に応じ業務監査を行う体制となっております。
- ⑤ 当社は、内部監査規程その他関連する社内規程の定めにより、グループ会社の取締役等の業務執行が法令および定款に適合することを確保する体制となっております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることといたします。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることといたします。
- ② 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役の指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することといたします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、経営会議等の資料を閲覧し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べるができる体制となっております。
- ② 当社およびグループ会社の役職員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

- ③ 当社は、業務監査の状況および内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス部と監査役会との間で密接な連携をとり、監査役の監査が実効的に行われる体制となっております。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求により、当社は速やかに支払うことといたします。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることといたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコンプライアンス部がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報制度を導入しており、グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社は、コンプライアンス部を設置し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取組む体制を構築しております。

コンプライアンス部は、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。

また、コンプライアンス部は財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性をモニタリングしております。監査等の結果は担当取締役および監査役へ随時報告を行っております。

(4) 品質・環境・安全衛生に関する管理

当社は、内部監査部門であるコンプライアンス部が品質・環境に関する施策を、安全環境支援室が安全衛生に関する施策を統括し、方針に従い適確に実行されているかを監視し、必要に応じて是正措置の指導を行うとともに、その結果を経営会議へ報告しております。

また、取締役会は、会社の品質・環境・安全衛生に関する活動を監督するとともに、会社の持続的な成長とステークホルダーとの適切な協働の観点から、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に積極的・能動的に取り組むよう努めております。

(5) 監査役の監査

監査役会は、独立社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、毎月開催の定例監査役会において、監査に関する重要事項の報告および協議又は決議を行うとともに、四半期ごとに会計監査人および関係部門との意見交換を行うほか、必要に応じて各部門への往査を行っておりますので、監査役の監査が実効的に行われることが確保されております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	58,048
現金預金	27,047
受取手形・完成工事未収入金等	26,990
未成工事支出金	1,038
不動産事業支出金	48
材料貯蔵品	4
未収入金	1,058
その他	2,045
貸倒引当金	△185
固定資産	24,141
有形固定資産	18,372
建物・構築物	6,344
機械・運搬具・工具器具・備品	379
土地	11,597
リース資産	49
建設仮勘定	1
無形固定資産	1,143
借地権	1,050
その他	93
投資その他の資産	4,625
投資有価証券	3,323
長期貸付金	12
退職給付に係る資産	806
その他	495
貸倒引当金	△12
資産合計	82,190

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	44,803
支払手形・工事未払金等	31,672
短期借入金	480
1年内償還予定の社債	500
未払法人税等	426
未払消費税等	1,528
未成工事受入金	6,284
完成工事補償引当金	289
工事損失引当金	1,992
賞与引当金	547
その他	1,082
固定負債	1,809
長期借入金	200
繰延税金負債	652
退職給付に係る負債	231
その他	725
負債合計	46,613
純資産の部	
株主資本	33,057
資本金	5,061
資本剰余金	1,400
利益剰余金	26,630
自己株式	△35
その他の包括利益累計額	1,369
その他有価証券評価差額金	879
為替換算調整勘定	△10
退職給付に係る調整累計額	500
非支配株主持分	1,149
純資産合計	35,576
負債純資産合計	82,190

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	95,233	
不動産事業売上高	1,142	
その他の事業売上高	94	96,470
売上原価		
完成工事原価	90,952	
不動産事業売上原価	476	
その他の事業売上原価	51	91,481
売上総利益		
完成工事総利益	4,281	
不動産事業総利益	665	
その他の事業総利益	42	4,989
販売費及び一般管理費		5,830
営業損失		840
営業外収益		
受取利息及び配当金	110	
為替差益	115	
その他	17	243
営業外費用		
支払利息	28	
その他	2	30
経常損失		627
特別利益		
補助金収入	56	
固定資産売却益	8	65
特別損失		
減損損失	111	
新型コロナウイルス感染症による損失	95	
その他	30	237
税金等調整前当期純損失		799
法人税、住民税及び事業税	872	
法人税等調整額	23	896
当期純損失		1,695
非支配株主に帰属する当期純損失		101
親会社株主に帰属する当期純損失		1,594

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和3年4月1日残高	5,061	1,400	28,821	△34	35,248
誤謬の訂正による累積的影響額			△184		△184
遡及処理後の令和3年4月1日残高	5,061	1,400	28,637	△34	35,064
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△412		△412
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,594		△1,594
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△2,006	△0	△2,007
令和4年3月31日残高	5,061	1,400	26,630	△35	33,057

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
令和3年4月1日残高	962	△747	424	638	1,430	37,318
誤謬の訂正による累積的影響額		△3		△3	△220	△408
遡及処理後の令和3年4月1日残高	962	△750	424	635	1,210	36,909
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△412
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△1,594
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△82	740	76	734	△60	674
連結会計年度中の変動額合計	△82	740	76	734	△60	△1,332
令和4年3月31日残高	879	△10	500	1,369	1,149	35,576

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	37,342	流動負債	32,341
現金預金	18,712	支払手形	942
受取手形	56	電子記録債務	6,703
電子記録債権	2,862	工事未払金	13,996
完成工事未収入金	13,875	短期借入金	480
未成工事支出金	758	1年内償還予定の社債	500
不動産事業支出金	43	リース債務	38
材料貯蔵品	4	未払法人税等	423
短期貸付金	20	未払消費税等	1,527
未収入金	384	未成工事受入金	6,071
その他	646	完成工事補償引当金	289
貸倒引当金	△22	工事損失引当金	14
		賞与引当金	543
固定資産	22,879	その他	810
有形固定資産	17,636	固定負債	909
建物・構築物	6,022	長期借入金	200
機械・運搬具	213	リース債務	15
工具器具・備品	108	退職給付引当金	38
土地	11,241	その他	655
リース資産	49		
建設仮勘定	1	負債合計	33,250
無形固定資産	197	純資産の部	
借地権	109	株主資本	26,247
その他	88	資本金	5,061
投資その他の資産	5,045	資本剰余金	1,400
投資有価証券	2,026	資本準備金	1,400
関係会社株式	2,429	利益剰余金	19,820
長期貸付金	57	その他利益剰余金	19,820
前払年金費用	85	繰越利益剰余金	19,820
繰延税金資産	19	自己株式	△35
その他	439	評価・換算差額等	724
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	724
資産合計	60,222	純資産合計	26,971
		負債純資産合計	60,222

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	70,491	
不動産事業売上高	1,086	
その他の事業売上高	70	71,648
売上原価		
完成工事原価	63,695	
不動産事業売上原価	510	
その他の事業売上原価	36	64,242
売上総利益		
完成工事総利益	6,796	
不動産事業総利益	576	
その他の事業総利益	34	7,406
販売費及び一般管理費		4,458
営業利益		2,948
営業外収益		
受取利息及び配当金	46	
為替差益	114	
その他	16	176
営業外費用		
支払利息	22	
その他	1	24
経常利益		3,100
特別損失		
訴訟関連損失	8	
本社移転費用	21	
その他	0	30
税引前当期純利益		3,069
法人税、住民税及び事業税	944	
法人税等調整額	51	995
当期純利益		2,073

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

開催ご
通知

事業報
告

連結計
算書類

計算書
類

監査報
告書

株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
			資本準備金	その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金				
令和3年4月1日残高	5,061	1,400	18,159	△34	24,586	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△412		△412	
当期純利益			2,073		2,073	
自己株式の取得				△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	1,661	△0	1,661	
令和4年3月31日残高	5,061	1,400	19,820	△35	26,247	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
令和3年4月1日残高	808	25,395
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△412
当期純利益		2,073
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△84	△84
事業年度中の変動額合計	△84	1,576
令和4年3月31日残高	724	26,971

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年7月11日

株式会社 ナカノフードー建設
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 森 英之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松藤 悠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカノフードー建設の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカノフードー建設及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において過年度の誤謬の訂正を行い、累積的影響額を期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和4年7月11日

株式会社 ナカノフドー建設
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 森 英之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松 藤 悠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカノフドー建設の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社を担当する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容に指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、不適切な会計処理が判明し、内部調査委員会の調査結果や提言を踏まえた再発防止策が策定され、順次着手されております。監査役会は、引き続きその実施状況を注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年7月11日

株式会社ナカノフード建設 監査役会

常勤監査役	中野 功一郎
常勤監査役	佐藤 哲夫
社外監査役	山谷 耕平
社外監査役	関 澤 秀 哲

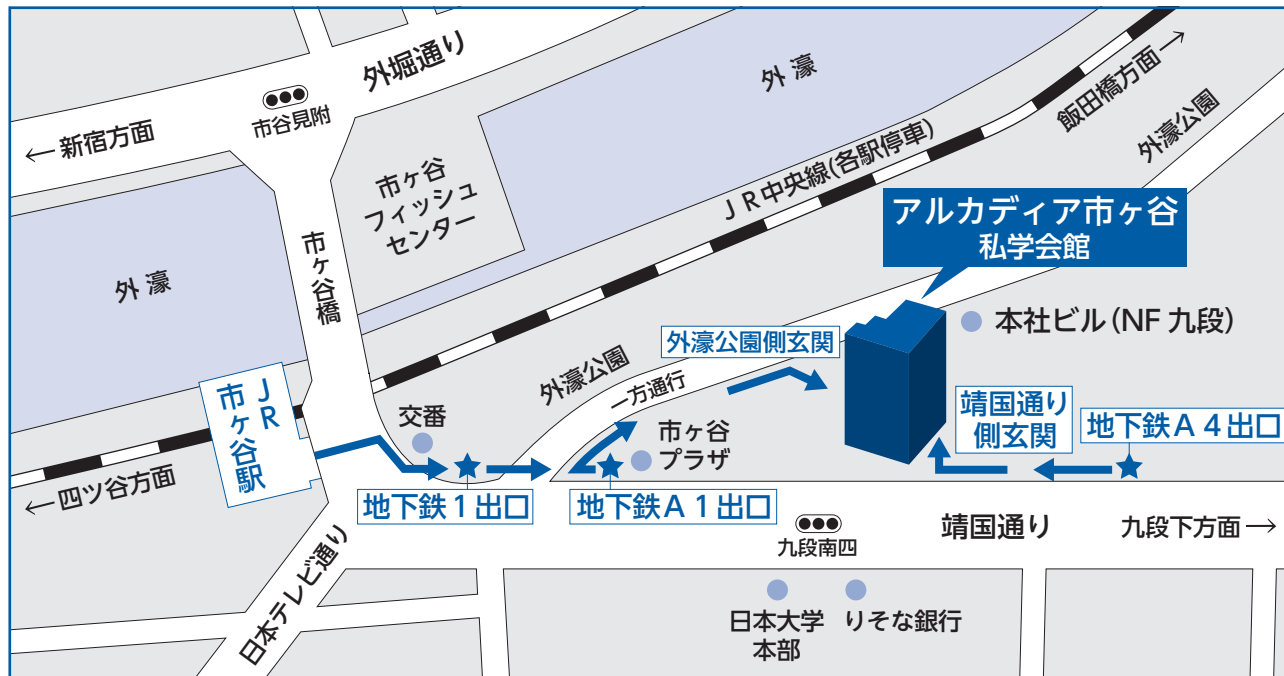
以上

株主総会継続会会場ご案内図

日時 令和4年8月8日(月曜日) 午前10時

会場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号

アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階阿蘇の間 電話03-3261-9921(代表)



交通のご案内 東京メトロ有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 1又はA1出口より 徒歩約2分
都営新宿線 「市ヶ谷駅」 A1又はA4出口より 徒歩約2分
JR総武線 「市ヶ谷駅」 より 徒歩約3分



株式会社 **ナカノフู้ド建設**



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています